

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第六号

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項第二欄第十二号中「第十四号」を「第十五号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。